

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、児童福祉施設の職員の資格要件等を変更するものです。

【法令改正の背景】

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を定める児童福祉法等の改正が行われました。

また、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に配置される職員について、その資質の向上とともに専門性の確保を図るため、当該職員の資格要件を見直す省令改正が行われました。

さらに、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施のため、乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、保育所等での健康診断の全部又は一部を省略することを可能とする省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①こども家庭ソーシャルワーカー※の資格を有する者を、乳児院の長等として任用することができることとします。
- ②精神保健福祉士の資格を有する者を、児童自立支援施設の児童自立支援専門員及び児童生活支援員として任用することができることとします。
- ③乳幼児が乳幼児健康診査を受けている場合に、保育所等で実施される健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。
- ④条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

※こども家庭ソーシャルワーカーとは、虐待を受けた子ども等への支援に携わる者の資質向上を図り、ソーシャルワーク等の専門性を身に付けた人材を養成することを目的として、令和6年4月に創設された認定資格をいい、一定の相談援助実務経験のある有資格者等が所定の研修及び試験を経て、取得することができます。

【施行期日】

- ①及び②については、令和8年3月1日
- ③及び④については、公布の日